

最高裁秘書第1083号

平成31年3月7日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成30年9月21日付け（同月25日受付、最高裁秘書第3918号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

司法修習生が逮捕された際に作成し、又は取得した文書（直近の事例に関するもの）

2 開示しないこととした理由

1の文書には、個人識別情報及び公にすると人事管理事務に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この文書は、全体として行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号ニに定める不開示情報に相当することから、開示しないこととした。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）